

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 工事請負契約の変更について
(議案第123号、第124号) 1
- (2) 伊勢二見鳥羽有料道路に関連する議案について
(議案第116号、第129号、第130号、第131号) 5

2 所管事項

- (1) 「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について 7
- (2) 新三重県建設産業活性化プラン(仮称)の策定について 9
- (3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 13
- (4) 審議会等の審議状況 21

《別添資料》

- ・指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成27年度)

平成28年10月11日

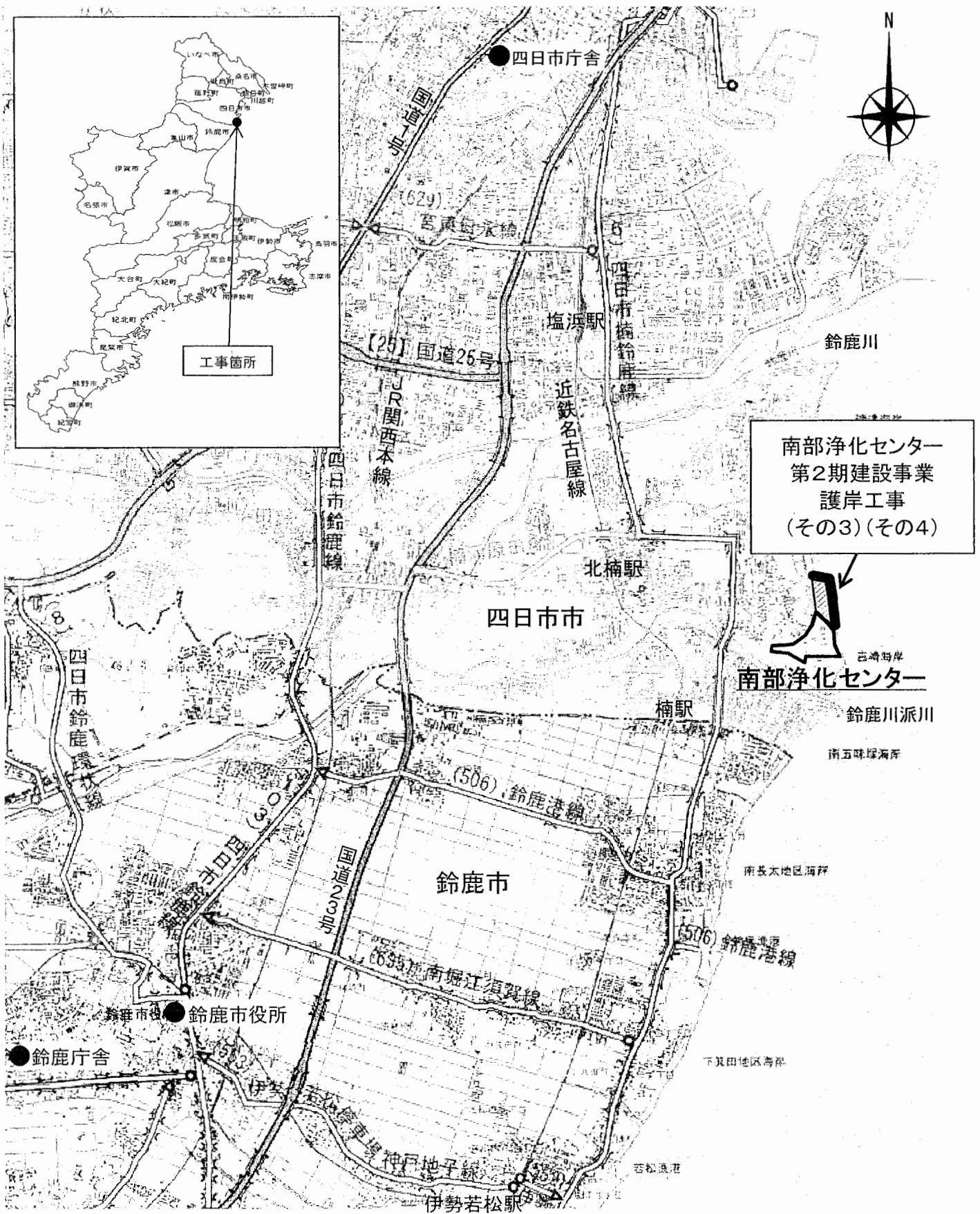
県 土 整 備 部

議案番号 第123号 工事請負契約の変更について	
工 事 名	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事 （その3）
施 工 場 所	四日市市楠町北五味塚地先
契 約 金 額	変更前 643,129,200 円（消費税等含む） 変更後 646,235,280 円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	四日市市小林町3018-10 別府・三和特定建設工事共同企業体 代表者 別府建設株式会社 代表取締役 奥山 茂樹
契 約 工 期	平成27年12月21日 ～ 平成28年12月4日
<u>工事内容</u> 施工延長 L=447.8m 裏込工 V=20,407m ³ 上部工 L=417m	<u>変更理由</u> 契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。 また、契約後、護岸施工箇所において海底の状況を確認した結果、掘削土量が増加したため、建設工事請負契約書第18条第4項の規定に基づき、増額を行うものである。
契 約 方 法	随意契約

議案番号 第124号 工事請負契約の変更について	
工事名	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事 （その4）
施工場所	四日市市楠町北五味塚地先
契約金額	変更前 592,812,000円（消費税等含む） 変更後 595,570,320円（消費税等含む）
請負者 住所氏名	三重郡川越町大字亀崎新田51番地1 松岡・穂積特定建設工事共同企業体 代表者 松岡建設株式会社 代表取締役社長 松岡 伸年
契約工期	平成27年12月21日 ～ 平成28年12月4日
工事内容	変更理由
施工延長 L=440.1m 裏込工 V=19,078m ³ 上部工 L=435m	契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき、増額を行うものである。 また、契約後、護岸施工箇所において海底の状況を確認した結果、掘削土量が増加したため、建設工事請負契約書第18条第4項の規定に基づき、増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第123号、124号】

位置図



伊勢二見鳥羽有料道路に関連する議案について (議案第 116 号、第 129 号、第 130 号、第 131 号)

伊勢二見鳥羽有料道路の無料化については、昨年 7 月に伊勢市、鳥羽市、志摩市(以下「3 市」という。)の要望を受け協議を行ってきました。

3 市及び三重県道路公社と協議が整い、同有料道路を無料化する効果も認められることから、当初の計画を変更して、春の行楽シーズン前の平成 29 年 3 月 11 日に無料化します。

1 伊勢二見鳥羽有料道路に関連する議案

(1) 無料化の関連議案

① 【議案第 130 号】有料道路の事業変更に関するについて

三重県道路公社が現在の料金徴収期間(供用開始から 30 年間)を平成 29 年 3 月 10 日に変更する手続きについて、道路整備特別措置法第 16 条第 1 項により県が同意するには、議会の議決を経なければなりません。

② 【議案第 116 号】平成 28 年度三重県一般会計補正予算(第 3 号)

無料化するまでの期間に、災害等不測の事態により三重県道路公社の資金が不足した場合には、※無料化の要件(道路整備特別措置法第 23 条第 1 項第 3 号)を満たすため、県がその損失を補償します。

※無料化の要件は、建設費用(県出資金を含む)及び維持管理費用を全て料金徴収期間内に償還することです。

③ 【議案第 129 号】権利の放棄に関するについて

無料化の要件を満たすには、建設費用に充当されている県出資金の権利を放棄することが必要です。

(2) 三重県道路公社の解散議案

④ 【議案第 131 号】三重県道路公社の解散に関するについて

三重県道路公社は、伊勢二見鳥羽有料道路の無料化に伴い、業務を完了することから、地方道路公社法第 34 条第 1 項により解散します。

三重県道路公社が解散する手続きについて、同法第 34 条第 4 項により県が同意するには、議会の議決を経なければなりません。

2 無料化に向けた必要額

無料化に向けた必要額は、建設費に充当されている出資金（17.5億円）と料金所撤去費用等道路公社清算費用（約6.0億円）との合計約23.5億円です。

無料化に向けた必要額については、道路公社が建設費用の償還のために内部留保している資金（約7.7億円）と、県が世界祝祭博覧会の開催にあわせて拡幅した4車線化にかかる維持管理費（約6.2億円）を充当し、その不足額（約9.6億円）を県と3市が2分の1ずつ拠出して確保します。

無料化に向けた必要額 約 23.5 億円 〔 出資金 17.5 億円 料金所撤去費用等 道路公社清算費用 約 6.0 億円 〕	道路公社の内部留保金 (平成 28 年度末見込み額：約 7.7 億円)
	4 車線化にかかる維持管理費 (県：約 6.2 億円)
	不足額 約 9.6 億円 (県負担約 4.8 億円、3 市負担 4.8 億円)

3 無料化の効果

(1) 生活者の負担軽減

伊勢二見鳥羽有料道路は、平成 25 年 9 月の第二伊勢道路の開通により、鳥羽市南部、志摩市の住民の生活道路となっていることから、利用者の料金負担の軽減につながります。

(2) 交通の安全性の向上

有料道路区間を避けて周辺道路へ迂回する車が減少し、周辺道路の交通の安全性が高まります。

(3) 誘客促進効果

観光に訪れた方の料金支払いにかかる煩わしさが解消し、第二伊勢道路と一体的な利用が可能となることから、伊勢志摩地域への誘客促進効果が期待されます。

(4) 経済効果

三重県産業連関表を用いて算出した県内への経済波及効果は、約 27.7 億円と見込まれます。また、サミット開催の効果による交流人口の拡大など、地域の経済の活性化が見込まれることから、経済波及効果はさらに増加すると考えられます。

4 無料化の手続き（予定）

議会の議決を得た後、次の手続きを予定しています。

- (1) 平成 28 年 11 月上旬、三重県道路公社が現在の料金徴収期間を短縮する事業変更許可申請を国へ提出します。
- (2) 平成 29 年 1 月頃、三重県道路公社が国から許可を受け、無料化について 1 か月ほど周知を行います。
- (3) 平成 29 年 3 月 11 日、伊勢二見鳥羽有料道路を無料開放します。

「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

第2編(第二次行動計画の取組)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
113	治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部	急傾斜地崩壊対策事業について、熊本地震による被害で関心が高まっていることもあり、要望のあった箇所についてはひとつでも多く対応できるよう取り組まれない。	要望のあった箇所については、事業に関する採択要件への適合状況を確認するとともに、事業効果や土砂災害警戒区域の指定状況を考慮し、かつ地元負担金を含む地域の合意形成を確認したうえで、積極的に取り組んでいきます。
353	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	無電柱化について、熊本地震において電柱区域よりも電気の復旧に時間がかかったとも聞いたので、情報収集されたい。	平成28年7月29日に経済産業省で開催された「電気設備自然災害等対策ワーキンググループ」において、九州電力株式会社から熊本地震において地中の電力線には被害がなかったことが報告されています。 なお、電柱の倒壊(35本)など送電・配電設備に被害があったため停電は発生しましたが、阿蘇地区を除き2日後に復旧しました。(阿蘇地区では、送電鉄塔の傾斜などによる大きな被害があり、復旧に5日を要しました。)

新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定について

企業の視点で課題をとらえ、建設企業が活性化を実感できるものとするため、「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」（以下、「新プラン」）の策定にあたり、外部有識者で構成する検討会議や建設業界との議論をふまえ、あるべき姿に向けた建設企業像とこれを実現するための取組について検討を進めてきました。

1 これまで検討した事項

（1）将来ビジョン

『「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～』

（2）建設業のあるべき姿

①社会資本の整備と維持管理を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備した社会資本の老朽化に対し適切に維持管理をする役割を果たします。そのために、若年者等の技術者、技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術、技能を将来にわたり維持・継承します。

②地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、大規模災害発生時における復旧、復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧、復興作業に対応できる能力と機動力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない企業として存続します。

③地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続します。

（3）あるべき姿に向けた建設企業像と取組

建設業のあるべき姿に向けて、建設企業がめざす3つの企業像とそのための取組を以下に示します。

①確かな技術力を持つ企業

・国などの県発注工事以外の公共工事でも受注できる技術力を身に着けます。

取組1：県発注工事以外の公共工事を受注する取組

取組2：技術力向上に向けた取組

- ・若手技術者を育成し技術を適切に継承します。

取組 3：若手技術者が活躍する場の創出

②地域に必要とされる企業

- ・社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。
- ・建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

取組 4：社会的責務を果たし、継続的に地域貢献をする取組

- ・複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。

取組 5：大規模災害発生時における複数の企業による協力体制の確立

③未来に存続する企業

- ・協業化や集約化による企業連携を強化し、企業存続に取り組みます。
- ・計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。

取組 6：計画的で安定的な受注が可能となる入札制度への改善

- ・適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるように取り組みます。

取組 7：適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ・「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体で取り組み、働きやすい職場と人材の確保に取り組みます。

取組 8：企業として技術力継続のための人材確保

取組 9：建設業への入職促進につながる労働環境の改善

2 引き続き検討する事項

- ・あるべき姿に向けた建設企業像に沿った具体的な取組を検討します。
- ・建設産業の活性化が実感できる指標を定め、それをもとに「新プラン」の取組目標を検討します。

3 今後の予定

1 2月の常任委員会で具体的な取組、取組目標等を示し、そこでの意見もふまえ、今後の常任委員会で成案を示します。

新三重県建設産業活性化プラン(仮称)構成

はじめに

1 策定趣旨

2 取組期間 (H28~H31)

3 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

4 建設業のあるべき姿

- ①社会資本の整備と維持管理を担う建設業
- ②地域の安全・安心を担う建設業
- ③地域の雇用に貢献する建設業

5 建設業をとりまく現状

6 あるべき姿に向けた建設企業像

- ①確かな技術力を持つ企業
- ②地域に必要とされる企業
- ③未来に存続する企業

7 具体的な取組

【今後の検討項目】

3つのあるべき姿に向けた建設企業像ごとに、
取組目標と具体的な取組を設定します。

(1) 確かな技術力を持つ企業

取組目標

現在検討中

取組1 ○○…取組

個別の取組については検討中

取組2 ○○…取組

個別の取組については検討中

新三重県建設産業活性化プラン(仮称)の策定経緯

【意見聴取の機会と検討期間】

年度	H27				H28					
	4	6	9	12	4	6	9	12	3	
建設業界		8/19 ●		12/17 ●		6/21 ●	9/21 ●	11/10 ○		
有識者会議		7/21 ●		10/22 ●		8/10 ●		11/14 ○		
議会		6/18 ●		10/6 ●	3/14 ●			10/11 ●	12/13 ○	
前プランの検証	■■■■									
将来ビジョン		■■								
建設業をとりまく現状					■■■■■■■■■■					
建設業のあるべき姿					■■■■■■■■■■					
あるべき姿に向けた建設企業像					■■■■■■■■■■					
具体的な取組					■■■■■■■■■■					

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

平成27年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は次の10施設です。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、平成27年度分の管理状況を報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
下水道施設	三重県 流域下水道施設	公益財団法人 三重県下水道公社	H26.4.1~H31.3.31
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会 グループ	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 亀山サザインパーク	株式会社東産業	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション 都市開発株式会社	H25.4.1~H30.3.31
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 〈北勢ブロック〉	鈴鹿亀山不動産事業 協同組合	H26.4.1~H31.3.31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 〈中勢伊賀ブロック〉	伊賀南部不動産事業 協同組合	H26.4.1~H31.3.31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉	三重県南勢地区管理事業 共同体	H26.4.1~H31.3.31
	三重県営住宅 〈東紀州ブロック〉	三重県南勢地区管理事業 共同体	H26.4.1~H31.3.31

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	三重県流域下水道施設			県営都市公園 北勢中央公園				
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社			株式会社名阪造園				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道の機械施設及び電気施設の操作に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 				
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	目標放流水質 (最大値) 【北部浄化センター】	BOD	14mg/l	9.3mg/l	年間公園利用者数	230,000人	240,792人	
		T-N	12mg/l	9.7mg/l				
	汚泥含水率 【北部浄化センター】		76%以下	74.3%				
評価項目と内容	H26		H27		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B	—	B		B	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的に目標放流水質を超過した事案を除いて良好な放流水質を確保し、ライフラインとしてのセーフティネットを確保した。また、設備機器の計画的な点検や修繕を実施するとともに、積極的なコスト削減を図ったことから、「管理業務の実施状況」を指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・下水道の普及啓発のため、見学者を積極的に受け入れたことから、「施設の利用状況」を指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・一時的に目標放流水質を超過した事案が発生したことから、当初の目標を達成したとまでは言えず、「成果目標及びその実績」をマイナス評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も良好な水質を確保するとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設及び植物の管理を適切に行った。 ・年13回のイベントを開催し、公園の利用促進を図った。 ・年間公園利用者数の成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 ・利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 鈴鹿青少年の森			県営都市公園 亀山サンシャインパーク				
指定管理者の名称	三重県森林組合連合会グループ			株式会社東産業				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	260,000人	262,823人	年間公園利用者数	800,000人	922,590人		
評価項目と内容	H26		H27		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		A	
3 成果目標及びその実績	A		B		C		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 施設の利用申込み状況のホームページへの掲載、イベント情報の報道提供など積極的な情報提供により、公園の利用促進を図った。 年間公園利用者数の成果目標を達成した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 全体除草を業務計画書では年3回のところを年4回実施するなど、公園施設及び植物の管理を適切に行った。また、地域住民やボランティア団体と協力しながら園内の植栽管理を行うなど、住民参加の促進を図る取組を実施した。 公園内の施設を管理する他の事業者と初めて共同でイベントを開催するなど積極的に利用促進に取り組んだ。 年間公園利用者数が成果目標に対し115.3%の達成率となり、目標を大幅に上回った。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>			
	<p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				<p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き集客力の維持に努め、サービス向上の取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 大仏山公園			県営都市公園 熊野灘臨海公園				
指定管理者の名称	有限会社太陽緑地			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	220,000人	209,310人	年間公園利用者数	700,000人	562,887人		
評価項目と内容	H26		H27		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B	B		
2 施設の利用状況	B		B		B	B		
3 成果目標及びその実績	C		B		B	C		
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 春、秋に開催するイベントの充実など公園の利用促進を図った。 年間公園利用者数が成果目標に対し95.1%の達成率となったが、平成26年度と比べて利用者数が増加した。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>			<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設及び植物の管理を適切に行った。 道の駅「紀伊長島マンボウ」でのイベントの開催などの取組を行った。 紀勢自動車道の延伸及び紀北パーキングエリアの開業の影響を受けたことなどから、年間公園利用者数の成果目標を達成できなかった。 <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>				
	<p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 			<p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標を達成していくため、近隣観光施設と連携し積極的に当公園の魅力情報を発信するなど利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。 利用者の安全・安心を確保するため、より適切な維持管理を期待する。 				

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅<北勢ブロック>			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢伊賀ブロック>				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.1回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均6回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H26		H27		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや「御意見はがき」の配布により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて84.7%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて85.6%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて86.1%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて85.8%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成27年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅(東紀州ブロック)				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	H26		H27		H26		H27	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の 実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用 状況	B		B		A		A	
3 成果目標及 びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な 評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて90.3%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて88.7%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて87.5%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて94.3%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

審議会等の審議状況（平成28年6月3日～平成28年9月14日）
（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県事業認定審議会
2 開催年月日	平成28年6月13日
3 委員	会長 小林 慶太郎 委員 中西 正洋 他5名
4 諮問事項	伊賀市庁舎整備事業の事業認定について
5 調査審議結果	審議未了のため、継続して審議することになった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県事業認定審議会
2 開催年月日	平成28年6月27日
3 委員	会長 小林 慶太郎 委員 中西 正洋 他5名
4 諮問事項	伊賀市庁舎整備事業の事業認定について
5 調査審議結果	事業の認定をすとの三重県知事の判断を相当と認める。
6 備考	7月4日付けで知事へ答申を行った。

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成28年7月20日
3 委員	会長 朝日 幸代 委員 村山 顕人 他18名
4 諮問事項	1 桑名都市計画道路の変更 2 四日市都市計画道路の変更 3 亀山都市計画道路の変更 4 津都市計画道路の変更 5 三重県景観計画の変更について 6 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定について 7 都市計画基本方針の内容について
5 調査審議結果	1～6 原案どおり答申された。 7 提案どおり了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成28年8月8日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 岡 良浩 他5名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ○海岸高潮対策事業 ・長島地区海岸 ・長島港海岸
5 調査審議結果	事業は、継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成28年9月5日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 委員 岡 良浩 他5名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ○道路事業 ・一般国道260号南島バイパス ・一般国道167号磯部バイパス ・一般国道368号上長瀬
5 調査審議結果	事業は、継続が了承された。
6 備考	